



ひととまちをつなぐ市政情報誌

まいばら

10

10th Anniversary

2015. 5/15

vol.233

主な内容

次回の広報まいばら発行日 5月28日(木) / 6月1日号

空き家の適正な管理と有効活用のために … 2 / 介護保険料が変わります … 4

空き家の適正な管理と有効活用のために

「米原市空き家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例」が施行されます

人口減少による空き家の増加は、今や中山間地域に限らず全国的な課題となっています。適正な管理ができていない空き家の増加は、倒壊や犯罪、火災の発生など、住民の身体や財産、安全安心な暮らしに悪影響を及ぼす可能性があります。全国的な課題となった空き家問題に対し、国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」が2月26日から施行されました。この法律は、所有者等に対し、空き家の適正管理を促すもので、管理不全な空き家に対し、命令や勧告、過料等を定めています。

を推進するため、市では「米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例」を7月1日から施行します。

● 市内の空き家の現状

平成26年度に実施した調査結果によると、市内には、767戸の空き家があり、全107自治会のうち44の自治会で、空き家に伴う問題が表面化していることがわかりました。

● 空き家発生の原因

空き家が発生する理由はいくつか考えられますが、核家族化もその一つと言われています。

例えば、子どもが結婚して家を新築し、実家に両親だけが残るようなケース。もし親が亡くなれば、空き家になります。相続や維持管理などがしつかりされていけば問題はありませんが、中には放置されたままになることもあります。

● 空き家が生活に及ぼす影響等

空き家は、私たちの生活にどのような影響を及ぼすのでしょうか。空き家というだけで、ただちに問題になるわけではありませんが、所有者が十分な管理を行わないことで、下のような地域への影響を招くことが予想されます。

* 空き家等の定義

居住その他の使用がされていない建築物またはこれに付随する工作物

こうした状況を踏まえ、次の世代のために今を生きる私たちが果たすべき責務として、まずは空き家に「しない」「させない」「ほっとかない」を原則とする空き家等の発生予防に取り組むことが必要とされます。また、地域ぐるみでその活用等

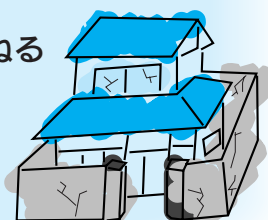
市内の自治会別空き家件数アンケート結果

	平成19年度	平成26年度	増加率
山東地域	80戸	201戸	2.51倍
伊吹地域	61戸	174戸*	2.85倍
米原地域	42戸	244戸	5.81倍
近江地域	57戸	148戸	2.60倍
合計	240戸	767戸	3.20倍

* 伊吹地域北部8集落は、平成25年度実施の調査結果

空き家をほったらかしにしておくこと...

- ❗ 野生獣の住み家になる
- ❗ 雑草が生い茂る
- ❗ ごみの不法投棄
- ❗ 地域の景観を損ねる
- ❗ 強風などで屋根や外壁が飛ばされる
- ❗ 樹木の枝が敷地の外にはみ出す
- ❗ 火災発生や倒壊の恐れ
- ❗ 不審者が出入りする



● 条例の制定

この条例は、国が定める「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定めるもののほか、空き家等の管理の重要性を明らかにしました。また、空き家の発生予防を促し、地域ぐるみで活用の推進を図るために必要な事を定め、安心で安全な生活環境の確保や、地域コミュニティの活性化、まちづくり活動の促進、地域の良好な景観の保全を目指すことを目的としています。

4つの基本理念



- 1 地域内における建築物の利用と適正な管理を推進
- 2 空き家を地域コミュニティの有
用な資源として活用
- 3 既存建築物の保全、活用および
流通を促進する観点から空き家
等の活用等を推進
- 4 地域コミュニティの活性化を
図る観点から空き家等の活用等
を推進

お問い合わせ

地域振興部 地域振興課（米原庁舎）
☎ 5216623 ☎ 5214539

役割と責務

● 市

空き家の活用等を総合的に推進。所有者等、事業者、自治組織、市民活動団体等の参加・協力を促進、支援。空き家の活用等に係る施策の実施。

● 市民等

空き家の活用等に協力。空き家の発生予防に努める。

● 事業者

空き家の活用等に協力。空き家等の活用および流通の促進に努める。

● 自治組織および市民活動団体等

空き家等の状況および所有者等に関する情報把握。所有者等とのコミュニケーション確保。流通の促進に関わる事業者等への情報提供。空き家の活用等の推進に積極的に協力。

基本的な施策

～空き家等の適正な管理と有効活用のために～

■ 空き家にしない（空き家等の発生予防）

● 建築物の所有者等は…

建築物の改修、登記、その他空き家の発生を予防するために必要な措置を行うよう努める。

● 地域景観やコミュニティを構成する建築物の所有者等は…

自治会および市民活動団体等と連携し、保全する見地から建築物の管理および空き家の発生予防に取り組む。

● 市は…

地域景観やコミュニティを構成する建築物を保全するための必要な支援を行う。

■ 空き家にさせない（空き家および跡地活用）

● 空き家等の所有者等は…

空き家等を利用する見込みがないときは、賃貸、譲渡その他活用するための取組に努める。また、取り壊した空き家の建築材を再利用、再資源化することに努める。

● 事業者、自治組織および市民活動団体等は…

空き家等の所有者等の取組に協力する。

■ 空き家をほっとかない（空き家等の適正管理）

● 空き家等の所有者等は…

所有者等が責任を持ち、管理不全状態にならないよう適正に管理を行う。また、管理不全状態にあるときは、速やかに管理不全状態を解消する。

*市では、所有者等からの相談等に関するワンストップ窓口を開設するとともに、今後、空き家対策の計画的な推進を図るため、空家対策協議会を設置することとしています。

空き家と移住希望者の「ご縁」を結びます！ まいばら空き家対策研究会

「まいばら空き家対策研究会」は、空き家の増加によるさまざまな地域課題を解決していくことを目的に、平成26年3月に発足しました。現在メンバー6人で活動し、自治会や市と連携しながら、市内の空き家に関する調査や、空き家に関する相談、空き家の管理・活用サービス等を行っています。

空き家バンクに登録した空き家の所有者に、移住を希望する人を紹介するだけでなく、移住者が地域に馴染めるサポートもしています。住宅だけでなく地域の周辺環境や暮らし方を事前にイメージしてもらおうと、何度か現地へ来てもらうことを勧め、自治会活動等の決まり事も理解してもらおうため、自治会長との面談も行っています。「地域とのつながりを大事にした暮らしを望む人は、ぜひ米原に来てほしい」と研究会のメンバーは話してくれました。

☎ まいばら空き家対策研究会（長岡1269）

☎ 56-1034

✉ maiakitai@za.ztv.ne.jp



空き家の維持管理・有効活用についての相談も受け付けます。空き家でお悩みの人は、ご連絡ください。

いきいき高齢者プランまいばらを策定しました

第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画



平成37年には、団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となり、全国的に高齢化率は30パーセントを超える見込みです。また、高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯、要介護等認定者、認知症高齢者も増加すると見込まれています。

市では、前回の計画で定めた地域包括ケアシステムをさらに推進し、介護保険事業および高齢者保健福祉施策の基本的考え方や目指すべき取組等を明らかにすることを目的に「いきいき高齢者プランまいばら第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3年間です。

基本理念

住み慣れた地域でみんながつながり支え合い
自分らしくいきいきと安心して
暮らし続けられる希望のまちづくり

基本目標

- 1 高齢者がいつまでも元気で長生きできる
- 2 みんながつながり地域で支え合うことができる
- 3 多職種多機関が連携し、さまざまな方面から支援ができる
- 4 認知症になっても地域で安心して生活ができる
- 5 その地域、その人に合った質の高いサービスが提供できる

※詳細は、6月に65歳以上の人へ郵送する概要版でお知らせします。

平成27年度から介護保険料を改定します

65歳以上のみなさんの保険料は、介護保険制度の改正や介護給付費の見込みにより3年ごとに見直すことになっています。

新段階	比率	対象者	月額保険料 ()内は年額
第1段階	基準額×0.45	次の①または②の人 ①生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ②世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	平成27・28年度 2,660円(31,920円) 平成29年度 1,770円(21,240円)
第2段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	平成27・28年度 4,430円(53,160円) 平成29年度 2,950円(35,400円)
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	平成27・28年度 4,430円(53,160円) 平成29年度 4,130円(49,560円)
第4段階	基準額×0.9	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	5,310円 (63,720円)
第5段階	基準額	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	5,900円 (70,800円)
第6段階	基準額×1.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,080円 (84,960円)
第7段階	基準額×1.3	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	7,670円 (92,040円)
第8段階	基準額×1.5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上240万円未満の人	8,850円 (106,200円)
第9段階	基準額×1.6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が240万円以上290万円未満の人	9,440円 (113,280円)
第10段階	基準額×1.7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	10,030円 (120,360円)
第11段階	基準額×1.8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	10,620円 (127,440円)

※平成29年度から第1段階、第2段階、第3段階は軽減措置を行う予定です。

お問い合わせ 健康福祉部 高齢福祉介護課（山東庁舎） ☎ 55-8103 📠 55-8130

米原歴史街道

米原市の歴史・文化財を歩く ⑫

鉄道は大陸へ②

— 近江長岡駅の秘密 —

春照と深谷の停車場

伊吹山麓の春照に停車場（駅）が設置された長浜・関ヶ原間の約二三キロの関ヶ原線は、明治一六年四月に工事が完成し、五月一日に営業が開始されました。工事には、周辺の村々から多数の人々が臨時作業員として参加して、鉄道景気が起こりました。春照の集落中心部を貫通する北国脇往還から春照駅までの専用道路が敷かれ、この道は通称「ステーション道」（ステーションの訛り）で、近代文明の象徴である鉄道を、明治の人々がこう呼びました。駅の開業に伴って料理屋や宿屋・馬車屋が開業し、のちに役場・登記所・測候所・山東農林学校などが道沿いに設置されるなど、春照の近代化を支えました。いまでは駅の痕跡はほとんど確認できず、駅にあった跨線橋は、関ヶ原線廃止ののち、醒ヶ井駅へ転用され、しばらく使われていました。

このほか、大野木の深谷に操車場が設置され、藤川方面への山間部を越えるための後押し用の機関車が常置されていました。明治二二年に開通した長岡からの短絡線はここで合流し、明治二四年に貨物線として復活した時には貨物停車場となりました。この辺りは、周辺から土取りして高い堤の上を線路が走っています。線路の下には、河川を通すためのトンネルが残されており、天井部のレンガ積みや側壁の石積みは見事です。トンネル内は、二階構造になっています。木製の橋を掛け、大野木の学校へ通った大清水の子どもたちの通学路となっていたそうです。

明治二二年長岡駅開業

明治二二年七月一日、東海道線で唯一船便に頼っていた長浜・大津間の鉄道が開通、同時に米原から長岡に出て、短絡線を使い深谷より関ヶ原線に入る線路が開通し、春照や大原を走る路線は廃止になりました。

（明治二四年から二九年まで貨物線として再利用）。米原を通過する新橋（東京）・神戸間の東海道線全通です。交通の要衝をめざした長浜は、その役を米原に渡し、以後、国内有数の「鉄道町」として発展します。しかし、深谷から関ヶ原へ出るルートは、山間部の急勾配と、冬の積雪に悩まされ、東海道線最大の難所といわれました。そこで、明治三二年、勾配緩和と将来の複線化を視野に、現在の柏原経由への改良工事がおこなわれ、これとともない明治一六年に開業した関ヶ原線の全ルートが廃止となり、線路が撤去された敷地を長浜市分木町から東上坂町まで馬車が通ったため、いまでも「馬車道」と呼ばれています。

さて、市内には現在五つのJRの駅がありますが、近江長岡駅は、明治二二年に米原駅と同時に開業した最も古い駅です。鉄道駅が地域に発展をもたらしたことは、長浜や春照でみたとおりです。実は、このとき醒井が鉄道駅誘致運動を展開しています。古代東山道の駅家があり、江戸時代以降、中山道の宿場として商家が立ち並び、輸送の便利さを訴えています。長岡は、古代中世の長岡

庄の中心ではありませんが、江戸時代以降は全戸農家で構成される純農村です。明治二二年、米原から深谷を経由して関ヶ原に路線が変更されたとき、機関車の運行を助けるために、中間地点にあたる長岡に駅が設置されたのです。醒井の請願は以後も繰り返されますが、明治三年の柏原ルートへの改良で、柏原駅の設置と同時にようやく果たされました。

昭和初期には、東京・ベルリン間の連絡切符が発行されています。敦賀、ウラジオストク、ハバロフスク、ワルシャワを経由するものです。東京・敦賀間は「米原経由」と記されています。明治一六年、国内でいち早く建設され、伊吹山麓を走った鉄道は、変遷を繰り返しながら、大陸を横断することとなりました。

（歴史文化財保護課）



米原市オリジナル婚姻届が完成しました

市では、人生の大きな節目であるライフイベント「結婚」をより思い出に残るものにしていただくため「米原市オリジナル婚姻届」を作成しました。

市のシンボルキャラクター「ホタルン」のイラストがあしらわれたデザインです。

この婚姻届は、市民窓口課、各庁舎自治振興課、各行政サービスセンターで配布するほか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。(提出の際は、必ずA3サイズで印刷をお願いします)

新たな人生のスタートの思い出に、ぜひオリジナル婚姻届をご利用ください。



お二人の門出をお祝いします

結婚お祝いメッセージカード&記念写真

婚姻届の提出は、お二人が晴れて夫婦となる記念すべき日。その瞬間を大切にしたいと、市では婚姻届を出されたお二人に結婚を祝うメッセージカードをお渡ししています。

さらに、市内観光名所のパネルの前で記念撮影を職員がお手伝いし、オリジナルフォトフレームに入れてプレゼントします。

お二人の未永い幸せの物語が米原で育まれますように…



撮った写真をフォトフレームに入れてプレゼント!



お問い合わせ 地域振興部 市民窓口課 (米原庁舎) ☎ 52-6927 FAX 52-4539

おうみ認定こども園で一時預かりが始まりました

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育需要や、保護者の育児不安の軽減等を目的として、市内の各施設で就学前のお子さんを対象に「一時預かり事業」を実施しています。

平成27年度からは、新たにおうみ認定こども園でも一時預かりを利用できるようになりました。

なお、市内で一時預かり事業を実施している施設は次のとおりです。



一時預かり事業実施施設

公共施設

- ・おうみ認定こども園 (顔戸199-1) ☎ 52-5560
- ・かなん認定こども園 (三吉343) ☎ 54-1200
- ・いぶき認定こども園 (春照1950) ☎ 58-2001

民間施設

- ・長岡保育園 (長岡1167-4) ☎ 55-0061
 - ・大原保育園 (朝日199-1) ☎ 55-2060
 - ・醒井保育園 (醒井547-1) ☎ 54-0215
 - ・柏原保育園 (柏原2217-10) ☎ 57-0077
- ※米原保育園は平成27年度は実施しません。

- 利用を希望する場合は、施設ごとに対象児や利用料などが異なりますので、詳しくは各認定こども園や保育園へ事前にお問い合わせください。

お問い合わせ こども未来部 保育幼稚園課 (山東庁舎) ☎ 55-8134 FAX 55-4040

新しい公園に遊びにきませんか ～米原緑地公園が利用できます～

米原ステーションタウン東（梅ヶ原地先）に整備を進めていた、米原緑地公園が利用できるようになりました。この公園からは、米原駅や新幹線、琵琶湖も一望でき、春には桜、秋には紅葉も楽しむことができます。

米原南公園も区域を拡張しましたので、ぜひご利用ください。

所在地：米原緑地公園 米原市梅ヶ原2211番地
：米原南公園 米原市米原944番地

※公園に駐車場はありません。

※ゴミや飼い犬のフンは持ち帰るなど、マナーを守って利用してください。

※公園では花火、たき火、バーベキューなど火を使う行為は禁止です。



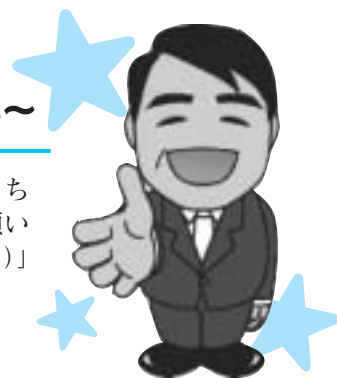
お問い合わせ 土木部 都市計画課（近江庁舎） ☎ 52-6926 FAX 52-8790

市長と語り合いませんか ～「おでかけトーク」「きゃんせトーク」をご利用ください～

市では、地域に賑わいがあふれ、市民のみなさんが安心して暮らしていけるまちづくりを進めるため、市民と市長の意見交換の機会を作り、みなさんの思いや願いが市政に反映できるよう「対話型意見交換会（おでかけトーク、きゃんせトーク）」を実施します。

*おでかけトーク…市民団体等の要望により実施する意見交換会

*きゃんせトーク…市政推進のために実施する意見交換会



●対象団体

- ・市内に住所を有し、市内で活動している市民グループまたは団体
- ・市の施策を推進していくため、市長等との意見交換が必要と思われる団体等
- ・原則として概ね15人までを対象とします。
- ・政治団体や宗教団体、営利団体を除きます。

●開催場所、日時

- ・開催場所と日時は、団体等と調整し決定します。
- ・意見交換会は、およそ1時間30分以内とします。

●その他

- ・意見交換会の内容は、市政に関する事項または特定の行政課題に関する事項とします。（ただし市に対する苦情や交渉、要求等は対象としません）
- ・意見交換会の内容は、市公式ウェブサイトやFacebook、広報まいばらで公表する場合があります。

●申し込み

- ・「おでかけトーク」を希望する場合は、広報秘書課へ電話、ファクス、メールでお申し込みください。

お問い合わせ 政策推進部 広報秘書課（米原庁舎） ☎ 52-6625 FAX 52-5195 ✉ hisyo@city.maibara.lg.jp

平成28年度に実施する提案事業を募集します



市民のみなさんから提案をいただき、行政と共に課題解決に取り組む「まいばらら協働事業提案制度」の、平成28年度に実施する事業の提案を募集します。
市と一緒に協力して行うことで、公益的な効果が期待できる事業をご提案ください。

募集期間 6月1日(月)～7月21日(火)受付分

応募先 政策推進課(米原庁舎2階)へ申請に必要な書類を直接お持ちください。
(メール、郵送可。後日、提案内容について詳細を確認させていただきます)



● 提案できる団体

市内で活動する5人以上の会員で構成された団体。活動経験は問いません。企業による社会貢献活動も対象です。

● 対象となる事業

団体等と市が協働で行うことで、相乗効果や有効な手法が期待できる公益的または社会貢献的な事業で市内で実施されるもの

例えば・・・

- ・一部の地域だけでなく、幅広い地域や他団体への波及効果が期待できる事業
- ・社会問題や地域課題の解決につながる事業
- ・課題を解決するための仕組みのモデルとなる事業
- ・地域と市の連携が不可欠な事業

● 募集提案の種類

①自由提案型

地域課題等の解決に向け、自由なテーマで団体等が提案するもの

②行政テーマ型

市が市民と協働で実施しようとする事業や、これまで市が行い実施方法などに課題がある事業をあらかじめテーマ設定し、そのテーマに沿った団体から提案を求めるもの

● 事業規模

提案いただく事業の総事業費に上限は設定しませんが、役割分担の中で市が負担する経費の上限は、1事業100万円です。

この制度は公益(社会全体の利益)を目的として行う事業のため、営利を目的にしたもの、宗教活動および政治活動、施設の整備のみの事業提案は受け付けできません。

また、同じ目的や目標、課題解決に向けてそれぞれの責任と役割を明らかにして行う事業ですので、市への一方的な要望や提案者への資金面でのみの支援は対象外です。

募集期間中は随時ご相談、お問い合わせを受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

「協働事業」のまどカフェ

まいばらら協働事業提案制度の活動を紹介します

平成26年度に実施した7事業の事業報告会を行います。
事業の手法や苦労話、予想もしなかった効果などを聞くチャンスです!!
どなたでも傍聴できますので、今年度に提案をお考えの団体はぜひお越しください。

「…」のまどカフェとは

→「…」に開催テーマ(今回は協働事業)を入れて「[…]の窓」の意味を込めています。
ノマド(遊牧民)スタイルで開店。

日時 6月21日(日) 13時～17時

会場 ルッチプラザ(市民交流プラザ)1階エントランス

報告事業/団体名

- ・柏原地区古民家活用サポート事業/未来へつなぐ古民家活用サポーターズ
- ・東西東西プロジェクト/はびるネット
- ・地域で子どもを育てる「冒険遊び場」/プロジェクトK
- ・米原まちづくりネットワークの構築/ルッチまちづくりネット
- ・米原のタウン情報誌「まいスキッ!」発刊/まいばらフリーペーパー
- ・Myばらで米原のまちづくり/Myばらプロジェクト
- ・伊吹の天窓/伊吹の天窓実行委員会

※報告順ではありません



私たちの健康は、私たちの手で…
健康推進員養成講座

**受講生
募集!!**

ぜひこの機会に受講していただき、
健康推進員として地域で
健康づくり活動を始めませんか

健康に暮らすためには、一人ひとりの「自分の健康は、自分で守る」という自覚と実践だけでなく、それを支える周囲のサポートが必要です。

市では、地域における食や運動、健康づくりの推進リーダーとして活動していただける「健康推進員」の養成講座の受講生を募集します。

- **対象** 市内在住で、養成講座受講後に健康推進員として活動できる人。**年齢・性別は問いません。**
- **定員** 20人程度
- **受講料** 無料
- **申込期限** 6月12日(金)
健康、伝統食や健康になるための食事に興味のある人の応募をお待ちしています。

受講日程

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	会場
7月1日(水)	開講式	「健康まいばら21」って何?	食育を勧めよう	健康推進員ってどんなことをするの?	休憩	生活習慣病を予防しよう なぜ検診を受けた方がよいの?	こころの健康		ルッチプラザ(研修室)
8月28日(金)	なぜ食事をしているの? 食べ物の行方		健康な食事の秘訣① 何をどれだけ食べたいの?			運動して元気になろう (実技)			ルッチプラザ(健康ルーム)
9月	自分の日頃食べている物を書き出してみよう (2時間程度)								自宅
7月~10月	健康推進員の地域での活動に参加してみよう (3時間程度)								地域
10月21日(水)	認知症にならないために	バランス食を作ってみよう (調理実習)		休憩	ボランティア活動について	食中毒を予防しよう	健康な食事の秘訣② 自分の食事を振り返ろう		ルッチプラザ(研修室・調理室)
11月26日(木)	自分の体を見つめてみよう 健診結果を振り返ろう	健康な食事の秘訣③ 高血圧な人の食事など	健康な食事の秘訣④ 子どもの食事		まとめ	閉校式			ルッチプラザ(研修室)

* 講師等の都合により、日程や講座名が変更になる場合があります。

申し込み・お問い合わせ 健康福祉部 健康づくり課 (山東庁舎) ☎ 55-8105 ☎ 55-2406

**受講生
募集**

柏原宿歴史館シリーズ4回講座

歴史を極める

平成27年度のテーマは
「和紙を極める」 です!

- 第1回** 6月20日(土) 10時~11時30分
演題 「和紙の歴史」
講師 美濃和紙の里会館 館長 船戸 友数氏
- 第2回** 7月12日(日) 13時~14時30分
演題 「雁皮の大衆化路線の紙づくり」
講師 成子紙工房 紙匠 成子 哲郎氏
- 第3回** 10月 3日(土) 10時~11時30分
演題 「古文書の形 一和綴じ本をつくろう」
講師 滋賀県立琵琶湖文化館
学芸員 井上 ひろ美氏
- 第4回** 11月14日(土) 9時~16時30分
演題 「現地で極める」(和紙を漉こう)

- **会場** 柏原宿歴史館または柏原生涯学習センター
* 第4回は、岐阜県美濃市「美濃和紙の里会館」での現地体験です。

申し込み・お問い合わせ 柏原宿歴史館 ☎・☎ 57-8020
✉ habiro@za.ztv.ne.jp



ふすまと障子のある和室

- **対象** 20歳以上の人
- **定員** 40人 (先着順)
* 各回ごとの応募はありません。
- **受講料** 年間500円
* 第3回、第4回は別途実費 (材料費・バス代等)
* 受講料は最初の受講日にお支払いください。
- **申込** 住所・氏名・連絡先を、電話、ファクスまたはメールで左記へご連絡ください。

広報

まいばら



—15日号の発行回数が年6回に—

広報まいばらの情報を整理し、毎月1日号の内容を充実させることに伴い、15日号の発行頻度を見直しました。

**平成27年度の
広報まいばら15日号発行月**
4月（発行済）・5月（発行済）
7月・10月・11月・平成28年2月
 ※1日号は毎月発行します。
 ※毎号表紙に「次回の広報まいばら発行号」を掲載します。

また、平成27年度は米原タウン情報誌「まいスキッ！」との連携を強化し、地域や市政の情報をより多くの市民のみなさんにお伝えします。

問 市 広報秘書課（米原庁舎）
☎ 52-6627 FAX 52-5195

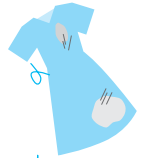
消費生活相談コーナー

クリーニングに出す時、受け取る時の注意点の巻

衣替えの季節には、クリーニングを利用する機会が増えます。シミがついた、穴があいたなどクリーニングによるトラブルも発生しています。クリーニングに出す時、受け取る時は次の点に注意しましょう。

●出す時

- ・シミや汚れはありませんか。
- ・破れている所や糸がほつれている所はありませんか。
- ※汚れやほつれがあれば、出す時にお店に伝えましょう。



●受け取る時

- ・預けた衣服か、衣服に異常はないかなどをすぐにチェックしましょう。



—5月は消費者月間です—
統一テーマ

**「みんなでつくろう！
消費者が主役の社会」**

困ったときは
市 消費生活相談窓口（米原庁舎）
相談専用 ☎52-8088

（受付）平日 9時30分～16時



「おかしいな」と思ったら一人で悩まず、まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎ 52-0110

自転車を安全に 利用しましょう

～自転車安全利用5則を知っていますか～

自転車は自動車やバイクと同じ車両の仲間です。交差点は必ず一時停止し、しっかり左右の安全確認を行いましょう。



自転車安全利用5則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

交通遺児激励金を ご利用ください

市では、交通事故で親を亡くした小学生または中学生（交通遺児）を養育している人に、交通遺児激励金を支給しています。

▼支給対象者

平成27年3月31日現在、市内在住で、交通事故により親を亡くした小学生または中学生を養育している人

▼支給金額

- ・交通遺児が進級するとき 1人 5,000円
- ・交通遺児が小学校または中学校に入学する場合 1人10,000円
- ・交通遺児が中学校を卒業した場合 1人15,000円

▼申請方法

印鑑・通帳を持参の上、こども家庭課、市民窓口課、各庁舎自治振興課および各行政サービスセンターで申請してください。

問 市 こども家庭課（山東庁舎）
☎ 55-8112 FAX 55-4040



車と狙い多発！
車内に貴重品を
置かないように
しましょう！

*米原市内の犯罪発生状況（平成27年4月30日現在） ※カッコ内は前年比

総数 84件（+17件）、侵入盗 11件（+8件）、乗物盗 15件（+5件）
非侵入盗 31件（+3件）、その他の刑法犯 27件（+1件）

*米原市内の交通事故

件数 43件（-2件）、死者 3人（±0人）、傷者 51人（-4人）



おしらせ おかあさんありがとう
母と子のスポーツ大会

親子で楽しいひとときを過ごしませんか。参加費は無料です。
日時▶6月14日(日) 10時~15時30分
場所▶守山市民体育館
(バスで会場に向かいます)
対象▶県内在住の母子家庭の人
内容▶午前は母と子のスポーツ大会、
午後は全員参加型イベントを行います。
申込▶5月25日(月)までに下記へ
☎ 市 母子福祉のぞみ会事務局
こども家庭課 (山東庁舎)
☎ 55-8112 ☎ 55-4040

おしらせ 空手同好会メンバー
募集(初心者歓迎)

何か習い事をしたい、運動がしたい、
礼儀礼節を身に付けたい、熱中できる
ものを見つけたいと思っている人、空
手を始めてみませんか。3歳以上から
参加できます。
●無料体験実施中(毎週木曜日)
時間▶17時~18時
場所▶坂田小学校体育館
時間▶19時~20時30分
場所▶米原中学校体育館
持物▶運動しやすい服装、タオル
飲み物
☎ 空手同好会
☎ 0749-26-8787 (オオツカ)
☎ 090-1826-0014 (イヅチ)

おしらせ グリーンカーテン推進事業
ゴーヤの苗を販売します

女性の会では節電と省エネ生活を
実践する「グリーンカーテン推進事
業」を進めています。グリーンカー
テンは、植物の葉やツルで日陰を作
る、エコなカーテンです。ゴーヤの
苗を販売しますのでぜひお越しくだ
さい。
日時▶5月24日(日)13時30分~15時
場所▶山東公民館 体育館裏駐車場
費用▶1セット(ゴーヤの苗4株)
400円
☎ 市 女性の会事務局
生涯学習課 (ルッチプラザ内)
☎ 55-8106 ☎ 55-4556

おしらせ 森フェスin 滋賀

伊吹山の麓で外ヨガをしませんか。
屋台や雑貨店が40店舗出店します。
ヨガをしない人もぜひ遊びに来てく
ださい。入場は無料です。
日時▶5月31日(日)10時~17時(雨天中止)
場所▶伊吹葉草の里文化センター
グロウプステージ付近芝生広場
費用▶ヨガクラス1回500円
*Facebookにて出店情報やヨガのタ
イムスケジュールなど随時更新中
(<https://www.facebook.com/mori.fes.shiga>)
☎ yogalaya(ヨガラヤ)
☎ 090-7103-8738

人権に関する
特設相談所を開設

6月1日の「人権擁護委員の日」
にあわせて、特設相談所を開設し
ます。
秘密は厳守されますので、お気
軽にご相談ください。(相談無料)

全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所

日時▶6月1日(月)10時~15時
場所▶市役所山東庁舎
(長岡1206 ☎55-2040)
人権総合センターS・Cプラザ
(一色444 ☎52-2444)

人権のご相談は人権擁護委員へ

身近な相談相手 人権擁護委員のみなさん

- 稲村 邦夫委員 (☎55-0437)
 - 北野 清隆委員 (☎55-2083)
 - 北村 きの委員 (☎52-1960)
 - 西野 勲委員 (☎52-1549)
 - 細野 郁子委員 (☎54-2256)
 - 松宮 清嗣委員 (☎52-3810)
 - 馬淵新三郎委員 (☎55-1295)
 - 山崎まさ子委員 (☎58-1097)
 - 山本 純子委員 (☎57-0263)
 - 吉田 兼次委員 (☎54-1511)
 - 吉田 待子委員 (☎54-2691)
- (五十音順)
- ☎ 市 人権政策課(米原庁舎)
☎ 52-6629 ☎ 52-4539

今月の表紙

チューリップ摘み

4月16日、
大原保育園
児65人が朝
日のどろん
こぼたけで
チューリップ
摘みを行
いました。
これは、昨
年球根を一
緒に植えた大原小学校の新1年
生に、園児がチューリップをプ
レゼントするというもの。園児
らはチューリップを慎重に切っ
ていました。
園児からのステキなプレゼン
トにお兄さん、お姉さんも喜ん
でくれるでしょうね。



スギテツ リサイタルツアー2015

~新幹線の車窓から~ 米原追加公演

ピアノとバイオリンでクラシックの名曲
をさまざまな形に編曲し、音まね等で話題
の異色デュオ「スギテツ」。ゲストに「世界
の車窓から」のテーマでおなじみの溝口肇
さん(チェロ)を迎え、クラシックで鉄道
の旅をお届けします。



スギテツ

●日時 7月5日(日)

開演 14時(開場13時30分)

●会場 ルッチプラザ ベルホール310

●チケット料金 (※友の会価格はそれぞれの500円引き)

全席指定 前売り 一般4,000円、高校生以下1,500円
当日 一般4,500円、高校生以下2,000円

●チケット販売所

ルッチプラザ

榊平和堂くらしのサービスセンター(ピバシティ平和堂、アルプラザ長浜)
滋賀県立文化産業交流会館 ひこね市文化プラザ ローソンチケット

☎ ルッチプラザ ☎ 55-4550 / チケット専用 ☎ 55-7150



溝口肇

ホタルの飛び交う環境を守り継いでいこう

蛍保護条例による禁止事項のお知らせ

豊かな自然環境を象徴する貴重な存在である蛍を保護するため、市は平成19年10月1日から「蛍保護条例」を施行しています。この条例（第7条第3項）によって、次のことを禁止しています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◆保護区域（市内全域）で禁止していること

蛍（ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタル、クロマドボタル）の捕獲
蛍のえさとなるカワニナ、モノアラガイ等の捕獲
（ただし、調査研究等、市長が許可した場合を除きます）

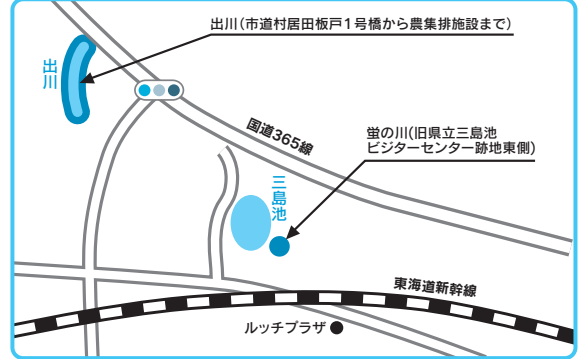
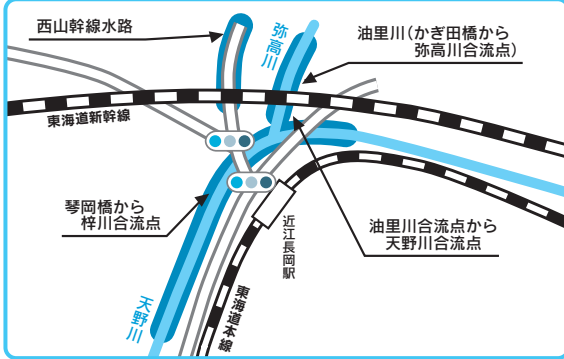
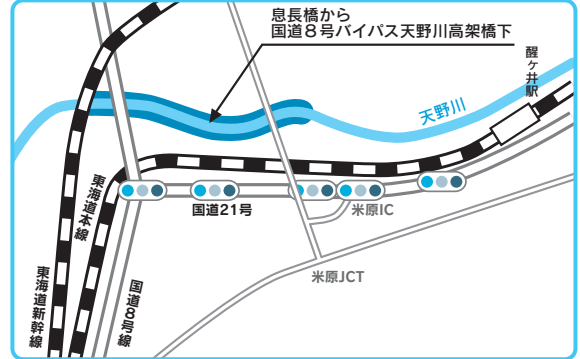
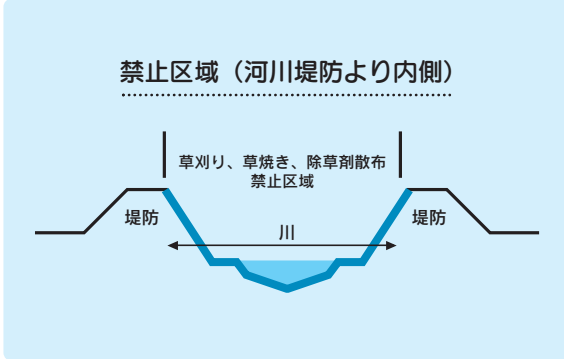


禁止期間
6月30日(火)まで

◆特別保護区域（下図）で禁止していること

草刈り、草焼き、指定外除草剤の散布
* 指定外除草剤…滋賀県農作物病害虫雑草防除基準に記載されていない除草剤

草刈り・草焼き・指定外除草剤の散布禁止区域



お問い合わせ 経済環境部 環境保全課 (伊吹庁舎) ☎ 58-2230 📠 58-1630

*毎月15日号の裏表紙に掲載していた「健康カレンダー」は、1日号に移動しました。

人のうごき

人口 39,984人 (+2)	男 19,580人 (+3)	女 20,404人 (-1)	世帯数 14,031世帯 (+46)
65歳以上の人口 10,842人	高齢化率 27.12%	※カッコ内は前月との比較【平成27年5月1日現在】	